

肉用牛の売却による事業（農業）所得の課税の特例の適用がある方の記載例

肉用牛の売却による事業（農業）所得の課税の特例の適用がある方の場合

（所得及び所得控除に関する事項）

- 事業（農業）所得（参考）青色申告決算書（農業所得用）のとおりに
- 社会保険料控除 国民健康保険 443,500 円、国民年金 193,110 円
- 生命保険料控除 旧生命保険料 268,000 円
- 地震保険料控除 地震保険料 12,000 円
- 医療費控除 支払医療費等 280,000 円、保険金などで補てんされる金額 80,000 円

○ 手順等については、記載例において表示している「令和2年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の該当ページを参照してください。

【第一表】

手順1
7ページ参照

種類欄の該当する項目の文字を○で囲みます。

手順2
8ページ参照

肉用牛の売却による所得の税額計算書から転記

手順3
15ページ参照

マイナンバー（個人番号）を必ず記入してください。

明治・・・「1」
大正・・・「2」
昭和・・・「3」
平成・・・「4」
令和・・・「5」

手順4
25ページ参照

肉用牛の売却による事業（農業）所得の課税の特例の適用を受ける場合、④欄の金額の頭に「④」と書いてください。

○黒字の場合…
100 円未満の端数を切り捨てた金額（黒字の金額が100 円未満の場合は「0」を記入します。

○赤字の場合…
金額の頭に「△」又は「-」をつけてそのまゝの金額を記入します。

手順5

30ページ参照
該当する事項がある方のみ記入します。

令和 3 年 2 月 16 日 令和 02 年分の 所得税 及び 復興特別所得税 の 確定 申告書 B

住所 ○○市△△町X-X-X- X

氏名 国税 太郎

職業 畜産業 〇〇牧場

世帯主の氏名 国税太郎

世帯主との続柄 本人

マイナンバー 3 5 1 1 1 1 6

種類 ○ 所得 国 産 畜 産 物

収入金額等	事業所得	4426029
所得金額等	事業所得	1569738
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	636610
	生命保険料控除	50000
	地震保険料控除	12000
	基礎控除	480000
	雑損控除	1178610
	医療費控除	100000
	寄附金控除	1178610

税 金 の 計 算

課税される所得金額 (19-20) 又は第三表上の欄に対する税額又は第三表の税 291000

配当控除 (31) 14550

政治等寄付金等特別控除 (32) 00

住宅耐震改修特別控除等 (33) 00

災害減免額 (41) 14550

復興特別所得税額 (44) 305

所得税及び復興特別所得税の額 (45) 14855

源泉徴収税額 (48) 14800

申告納税額 (49) 14800

第3期分納める税額 (51) 14800

第3期分納める税額 (52) 14800

公的年金等以外の合計所得金額 (53) 1200000

配偶者の合計所得金額 (54) 550000

専業主婦・主夫の合計所得金額 (55) 550000

青色申告特別控除額 (56) 550000

雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額 (57) 00

未納付の源泉徴収税額 (58) 00

本年分差し引く繰越損失額 (59) 00

平均課税対象金額 (60) 00

変動一時所得金額 (61) 00

申告期限までに納付する金額 (62) 00

延納届出額 (63) 00

還付を受ける場合の金額 (64) 00

還付を受ける場合の金額 (65) 00

還付を受ける場合の金額 (66) 00

還付を受ける場合の金額 (67) 00

還付を受ける場合の金額 (68) 00

還付を受ける場合の金額 (69) 00

還付を受ける場合の金額 (70) 00

還付を受ける場合の金額 (71) 00

還付を受ける場合の金額 (72) 00

還付を受ける場合の金額 (73) 00

還付を受ける場合の金額 (74) 00

還付を受ける場合の金額 (75) 00

還付を受ける場合の金額 (76) 00

還付を受ける場合の金額 (77) 00

還付を受ける場合の金額 (78) 00

還付を受ける場合の金額 (79) 00

還付を受ける場合の金額 (80) 00

還付を受ける場合の金額 (81) 00

還付を受ける場合の金額 (82) 00

還付を受ける場合の金額 (83) 00

還付を受ける場合の金額 (84) 00

還付を受ける場合の金額 (85) 00

還付を受ける場合の金額 (86) 00

還付を受ける場合の金額 (87) 00

還付を受ける場合の金額 (88) 00

還付を受ける場合の金額 (89) 00

還付を受ける場合の金額 (90) 00

還付を受ける場合の金額 (91) 00

還付を受ける場合の金額 (92) 00

還付を受ける場合の金額 (93) 00

還付を受ける場合の金額 (94) 00

還付を受ける場合の金額 (95) 00

還付を受ける場合の金額 (96) 00

還付を受ける場合の金額 (97) 00

還付を受ける場合の金額 (98) 00

還付を受ける場合の金額 (99) 00

還付を受ける場合の金額 (100) 00

- 申告書は複写式になっています。申告書第一表と第二表を折りたたんだまま記入せず、広げるか、中央のミシン線で切り離してから記入します。
- 申告書は、黒いインクのボールペンで、強く記入します。
- 2枚目は複写式の控えになっていますが、申告書を提出するときは、2枚目は取り外してください。
- マス目に数字を記入する場合は、記入例①にならって、マス目の中に丁寧に記入してください。
- 1億円以上の金額がある場合は、記入例②にならって記入してください。
- 訂正する場合は、記入例③にならって、訂正する文字を二重線で抹消し、上の欄などの余白に適宜記入してください。

記入例①

縦線1本 すきまをあける 上に突き抜ける 角をつくる 閉じる

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

記入例②

1234567890

記入例③

80000
70000

【第二表】

令和 02 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

整理量

F A 2 3 0 0

7ページ参照

免税特例適用条
文の『措法 25』
を記入します。

8ページ参照

15ページ参照

[illegible]

○「配偶者や親族に関する事項」の「同一」欄(※1)及び「16」欄(※2)並びに「事業専従者に関する事項」について、記入の対象となる方のマイナンバー(個人番号)を記入する必要があります。

※1 申告される方の合計所得金額が1,000万円を超える場合で、同一生計配偶者がいるときに記入が必要です。

※2 申告される方に16歳未満の扶養親族がいる場合に、記入が必要です。

《肉用牛の売却による事業（農業）所得の課税の特例を受ける場合の所得金額について》

- 肉用牛の売却による事業（農業）所得の課税の特例の適用により、所得税の免税の対象となった所得金額については、医療費控除の控除額の計算などの基礎となる所得金額から除かれるものではありませんのでご注意ください。

医療費控除の計算で用いる「所得金額の合計額」は、肉用牛の売却による事業（農業）所得の課税の特例の適用により、所得税の免税の対象となった所得金額を除く前の所得金額となります。

3 控除額の計算

支払った医療費	(合計)	280,000	円
保険金などで補てんされる金額		80,000	
差引金額 (A) - (B)	(赤字のときは0円)	200,000	
所得金額の合計額		4,999,127	
D × 0.05	(赤字のときは0円)	249,956	
Eと10万円のいずれか少ない方の金額		100,000	
医療費控除額 (C) - (F)	(最高20万円、赤字のときは0円)	100,000	

【ご注意】

- ◎ 事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行っている方は、総収入金額及び必要経費の内訳を記載した「青色申告決算書」や「収支内訳書」を確定申告書と一緒に提出してください。

肉用牛の売却による所得の税額計算書 (兼確定申告書付表)

(令和2 年分)

氏 名 国税 太郎

提出用

この計算書は、農業を営む方が、次の④及び⑤の特定の肉用牛の売却による農業所得について、租税特別措置法第25条の規定の適用を受ける場合に使用します。

④ 家畜取引法に規定する家畜市場、中央卸売市場その他の特定の市場において売却した肉用牛

⑤ 特定の農業協同組合、農業協同組合連合会に委託して売却した出産後1年未満の肉用牛

(注) 1 肉用牛とは、子牛の生産の用に供されたことのある乳牛の雌及び種雄牛以外のあなたが飼育した牛をいいます。

2 免税対象飼育牛とは、上の④及び⑤の特定の肉用牛のうち、農林水産大臣が指定した登録を受けている肉用牛及び売却価額が100万円未満(その売却した肉用牛が交雑種に該当する場合には80万円未満、ホルスタイン種、ジャージー種又は乳用種に該当する場合には50万円未満)の肉用牛をいいます。

※ この場合の売却価額については、消費税及び地方消費税に相当する金額を上乗せする前の売却価額となります。

申告書B第一表の「収入金額等」欄及び「所得金額等」欄の農業の金額を「1 申告書に記載する農業所得」欄で計算し、申告書B第一表の「税金の計算」欄の④までの記入が終わったら、「2 課税総所得金額に対する税額の計算」欄で、申告書B第一表の「税金の計算」欄の④に記入する金額を求めます。

○この付表は、申告書と一緒に提出してください。

この特例の適用を受ける金額
(決算書に転記)

1 申告書に記載する農業所得

	④ 収入金額	⑤ 必要経費	⑥ 専従者控除額 (白色申告者のみ記入)	所得金額(④-⑤-⑥)
農業所得	14,753,429	9,754,302		4,999,127
④のうち、特定の肉用牛の売却による所得	10,327,400	6,898,011		3,429,389
④ - ⑤	4,426,029	2,856,291		1,569,738

1 ④欄には、本年分の農業所得に係る収入金額、必要経費等を記入してください(青色申告者の場合には「青色申告決算書(農業所得用)」から、白色申告者の場合には「収支内訳書(農業所得用)」から転記します。)

2 ⑤欄には、上の④及び⑤の特定の肉用牛の売却による所得に係る収入金額、必要経費等を別途計算して記入してください。なお、「④収入金額」欄の内書には、免税対象飼育牛以外の特定の肉用牛の売却による収入金額と免税対象飼育牛に該当する肉用牛の売却頭数が1,500頭を超える場合のそのを超える部分の免税対象飼育牛の売却による収入金額の合計額を書いてください。

3 ⑥欄の金額を申告書B第一表の「収入金額等」欄及び「所得金額等」欄の農業に転記してください。青色申告者で⑥欄の金額が黒字の場合は、「所得金額等」欄に青色申告特別控除後の金額を記入してください。

⑥欄の金額が赤字の場合であっても、損益通算及び損失の繰越控除ができない場合がありますのでご注意ください。

※ この特例の適用により所得税の免除等の対象となる肉用牛の売却による農業(事業)所得の金額(⑥欄の「所得金額」欄の金額)については、損益通算、純損失の繰越控除の計算や雑損控除、医療費控除、寄附金控除又は事業専従者控除などの控除額の計算等の基礎となる総所得金額から除かれるものではありませんのでご注意ください。詳しくは、税務署にお尋ねください。

この特例の適用を受ける金額
を除いた金額(申告書に転記)

2 課税総所得金額に対する税額の計算

課税総所得金額に対する税額	④	14,550	申告書B第一表の「税金の計算」欄の④の金額を書いてください。
配当控除	⑤		申告書B第一表の「税金の計算」欄の⑤の金額を書いてください。
投資税額等控除	⑥		申告書B第一表の「税金の計算」欄の⑥の金額を書いてください。
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	⑦		申告書B第一表の「税金の計算」欄の⑦の金額を書いてください。
政党等寄附金等特別控除	⑧		申告書B第一表の「税金の計算」欄の⑧～⑩の金額を書いてください。
住宅耐震改修特別控除等	⑨		申告書B第一表の「税金の計算」欄の⑪～⑬の金額を書いてください。
差引所得税額 (④-⑤-⑥-⑦-⑧-⑨)	⑩	14,550	
免税対象飼育牛以外の特定の肉用牛の売却による収入金額等	⑪		「1 申告書に記載する農業所得」欄の②に内書した収入金額を書いてください。
⑪ × 5 %	⑫		
⑩ + ⑫	⑬	14,550	申告書B第一表の「税金の計算」欄の④に転記してください。なお、外国税額控除等を受ける方は税務署にお尋ねください。

○この計算書を使った方は、申告書B第一表の「税金の計算」欄の④の金額の頭部に「⑬」と書いてください。また、申告書B第二表の「特例適用条文等」欄に「措法25」と書いてください。

（参考）【青色申告決算書（農業所得用）】

FA3100

令和 02 年分所得税青色申告決算書（農業所得用）

この青色申告決算書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

住所	〇〇市△△町×-××-×	業種名	畜産業	依頼事務所所在地	
フリガナ氏名	国 税 太 郎	農園名	〇〇牧場	氏名（名称）	
		電話番号	××-××××-××××	電話番号	

令和 3 年 2 月 16 日

損 益 計 算 書（自 1 月 1 日 至 12 月 31 日）

提出用
令和二年分以降適用

科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
取 扱 金 額 ①	1 4 4 2 4 4 2 9	作 業 用 衣 料 費 ⑧	7 2 0 0 0	差 引 金 額	
家 事 消 費 金 額 ②	2 7 5 0 0 0	農 業 共 済 掛 金 ⑨	5 6 0 0 0	(①-⑤)	6 7 6 0 1 2 7
雑 収 入 ③	5 4 0 0 0	減 価 償 却 費 ⑩	1 5 6 6 1 7 2	貸 倒 引 当 金 ⑪	5 5 0 0 0
小 計 (①+②+③) ④	1 4 7 5 3 4 2 9	荷 送 運 賃 手 数 料 ⑪	1 6 4 0 0 0		
農 産 物 の 期 首 ⑤		雇 入 費 ⑫	5 8 0 0 0 0	計	5 5 0 0 0
期 末 ⑥		利 子 割 引 料 ⑬	2 7 6 0 0 0		
計 (④-⑤+⑥) ⑦	1 4 7 5 3 4 2 9	地 代 ・ 賃 借 料 ⑭		専 従 者 給 与 ⑯	1 2 0 0 0 0 0
租 税 公 課 ⑧	1 4 3 3 0 0	土 地 改 良 費 ⑮	3 6 0 0 0	貸 倒 引 当 金 ⑰	6 6 0 0 0
種 苗 費 ⑨	8 4 0 0 0				
素 畜 費 ⑩	8 5 8 0 0 0			計	1 2 6 6 0 0 0
肥 料 費 ⑪	2 3 8 0 0 0			青 色 申 告 特 別 控 除 額 の 所 得 金 額 (⑧-⑮-⑰)	5 5 4 9 1 2 7
飼 料 費 ⑫	7 5 0 0 0 0			青 色 申 告 特 別 控 除 額 ⑱	5 5 0 0 0 0
農 具 費 ⑬	5 7 2 0 0 0			所 得 金 額 (⑧-⑱)	4 9 9 9 1 2 7
農 産 物 外 の 期 首 ⑭	6 9 5 0 0 0				
期 末 ⑮				⑧のうち、肉用牛について特別の適用を受ける金額	3 4 2 9 3 8 9
諸 材 料 費 ⑯	1 1 7 4 0 0 0			●青色申告特別控除については、「決算の手続き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。	
修 繕 費 ⑰	2 5 0 0 0 0			●下の欄には、書かないでください。	
動 力 光 熱 費 ⑱	5 4 1 0 3 0				
		経 費 小 計 (⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱) ⑲	7 9 9 3 3 0 2		

- 1 -

※ この記載例における青色申告者の貸借対照表の掲載は省略しています。

肉用牛の売却による
所得の税額計算書から
転記

青色申告特別控除額について

- (1) 55 万円の青色申告特別控除……不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む青色申告者（現金主義の方を除きます。）で、正規の簿記（一般的には複式簿記）の原則に従って記帳している方は、貸借対照表を損益計算書とともに期限内に提出する確定申告書に添付する場合には、最高 55 万円（e-Tax による申告又は電子帳簿保存を行っている場合は、最高 65 万円）を控除することができます。

控除額は、この控除額を差し引き前の事業所得の黒字の金額と不動産所得の黒字の金額の合計額が、

- ① 55 万円以下である場合は…これらの黒字の金額の合計額
- ② 55 万円を超える場合は…55 万円

※ 事業として行われない不動産の貸付けによる不動産所得については、他に事業所得のある場合を除き、55 万円の青色申告特別控除は適用されません。

- (2) 10 万円の青色申告特別控除……(1)の控除をうける青色申告者以外の青色申告者は、最高 10 万円を控除することができます。

控除額は、この控除額を差し引く前の事業所得の黒字の金額と不動産所得の黒字の金額、山林所得の黒字の金額の合計額が、

- ① 10 万円以下である場合は…これらの黒字の金額の合計額
- ② 10 万円を超える場合は…10 万円